

平成 1 8 年 6 月
勝浦市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 6 月 8 日

○出席議員 22人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	3 番 平 岡 誠一郎 君
4 番 渡 辺 伊三郎 君	5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君
7 番 末 吉 定 夫 君	8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君
10 番 寺 尾 重 雄 君	11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君
13 番 丸 昭 君	14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君
16 番 渡 辺 利 夫 君	17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君
19 番 伊 丹 富 夫 君	20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君
22 番 深 井 義 典 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君
環境防災課長 田 原 彰 君	清掃センター所長 酒 井 正 広 君
都市建設課長 三 上 鉄 夫 君	農林水産課長 岩 瀬 章 君
観光商工課長 守 沢 孝 彦 君	福祉事務所長 小 柴 章 夫 君
水道課長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 岩 瀬 武 君
教育課主幹 渡 辺 宗 七 君	社会教育課長 佐 藤 光 男 君
学校給食共同 中 村 一 夫 君	農 業 委 員 会 酒 井 明 君
調理場所長	事 務 局 長
勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 3 号

第 1 一般質問

開 議

平成18年6月8日（木） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は22人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、平岡誠一郎議員の登壇を許します。平岡誠一郎議員。

〔3番 平岡誠一郎君登壇〕

○3番（平岡誠一郎君）皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、提出させていただいた通告に従い一般質問を行います。本日は、勝浦市総合計画基本計画についての魅力ある観光地づくりの推進について、質問をさせていただきます。

首相官邸のホームページをごらんになったことがございますでしょうか。そこにはキッズルームという子供に向けたパートがあります。その中に観光立国に関する記述があります。ご案内のとおり、政府では観光立国を目指し、さまざまな施策を立案し、実施しようとしています。キッズルームで観光について以下のとおり解説しております。

観光とは、中国の古典『易経』にある「国の光を観ること」が、もとの意味だとされています。『易経』によれば、一国の治世者は、領地を旅して人々の暮らしを見ることによって、よい政治が行われているかどうかを確認したのです。また、よい政治の下で、人々がいきいきと暮らすことができれば、他国に「光を示す」ことにもつながる、というのです。つまり、観光の原点は、「人の暮らしを見る」とともに、その地域に住む人々が「自ら光を示す」ことでもあるのです。

観光立国の基本理念は、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現することです。人々が、自らが住む地域に誇りをもち、快適に暮らすことができれば、誰もその地を訪れたいとは思わないでしょう。つまり、観光立国実現のためには、まず、日本に住む私たちが、

美しい日本の再生、都市の活性化、新しい地域文化の創造という光を積極的に磨き上げ、「くらしといのちの輝き」を発揮していくことが必要なのです。

と、わかりやすく解説しています。

そこで、観光に関する記述の国または日本の部分を勝浦に置きかえてみてください。まさに現在の勝浦市の観光行政が目指す方向を示しているように思えます。

そこで藤平市長に質問いたします。勝浦市長としての観光に対する基本的なお考えを、ぜひお聞かせいただきたく存じます。

次に、今後の観光行政をという観点での見通しと取り組みに関して市長のご意見をお聞かせください。

また、一方では、新たな取り組みとして、ことしで6回目を数えました、年々盛大に行われておりますかつうらビッグひな祭りや、市民のみならず近隣の住民も呼び込むいんべやあフェスタ、カツオまつり、若潮まつり、コスモスフェスタ in 勝浦などのさまざまな観光イベントは、その経済効果も莫大であるとの調査結果も出ているようでございます。これら観光イベントの開催意義、また今後の展開に関してどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、バリアフリー観光、ユニバーサルデザインについてお伺いいたします。バリアフリー観光とは、文字通り高齢者や身体障害者の人々が安全かつ快適に観光できる環境づくりのことです。現在の観光客を注視してみますと、明らかに高齢者がふえており、今後の高齢化社会において高齢者向けの観光施策が重要になるのは自明であります。また、障害を持つ方々の観光ニーズも高く、バリアフリーの環境が整うことによって、それらの方々の観光は大きく伸びると思われれます。

さらには、一般の人も観光する際には荷物が多く、乳幼児連れの観光客なども観光する上での不便さを感じております。このような事柄からも、バリアフリー観光、ユニバーサルデザインに対する取り組みが必要と思われれますが、勝浦市の長期計画には具体的な施策として取り上げられておりません。

そこで市長に質問いたします。バリアフリー観光、ユニバーサルデザインに対するお考えと今後の展望について、市長の見解をお伺いいたします。

以上で魅力ある観光地づくりの推進についての1回目の質問を終わらせていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの平岡議員の一般質問に対しお答えいたします。

第1点目の観光に対する基本的な考えについてのご質問であります。観光は単なる余暇活動の一環ではなく、生きがいや安らぎを生み出し、ゆとりと潤いのある生活に寄与し、また日常生活圏を離れて多角的な交流、触れ合いの機会をもたらし、人と人とのきずなを強めるものであると考えます。

地域が観光振興のために地域固有の文化や伝統の保持、発展を図り、魅力ある地域づくりを行うことは、アイデンティティーを確保し、地域の連帯を強め、地域住民が誇りと生きがいを持って生活していくための基盤となるものであると考えているところであります。

次に、今後の観光行政という観点での見通しと取り組みについてであります。当市の観光は海水浴客を中心とした夏季型観光であったことから、観光客の入り込みは天候に左右されやすく、四季型観光への転換を図る必要があるものと考えます。このためには年間を通じての観光資源の開発が必要であり、観光宣伝はもちろんでありますが、観光協会の組織強化や会員の意識改革等

により観光産業に携わる人々が積極的に観光客の誘致を行うとともに、四季を通じて観光客を引きつけるイベント等を開催し、観光客の集客を図る必要があると考えます。このようなことから、四季折々のイベントを開催して観光客の集客に努めているところであります。

今後の取り組みといたしまして、観光資源の開発を初め、施設の整備、そして観光関係者との連携により観光宣伝の充実、さらにはイベント内容の充実等、市民の観光意識の高揚を図り、魅力ある観光地づくりを目指してまいりたいと考えます。

次に、イベント開催の意義について、観光客誘致を初め商工業及び商店街、地域の活性化、経済効果の波及、人と人との交流を通じて観光と産業の振興を図る目的でイベントを開催しております。また、各イベントは、それぞれの目的を持って開催しているところであります。

カツオまつりにつきましては、勝浦ブランドとして有名なカツオをより効果的に基幹産業である水産業の活性化に結びつけることにより、観光及び商工業とあわせた産業振興を図り、かつ観光客の誘致を推進することを目的に開催しております。

若潮まつりにつきましては、夏季観光客の誘致及び市民の憩いの場を提供することにより、商店街の活性化を図り、地域の産業振興に努めることを目的に開催しております。

コスモスフェスタにつきましては、農地の有効活用や景観形成を図り、地域住民との交流や農業者間の連携を深めることで、農業の発展や観光の発展を目的に開催しております。

いんべやあフェスタにつきましては、市民が楽しめるにぎやかなまちづくりをテーマとして、市内のあらゆる産業に携わる人々が集い、産業振興に努め、地域及び商工業全体の活性化を図り、集客に継続性を持ち、商店街、市内全体に活気を取り戻すことを目的に開催しております。

かつうらビッグひな祭りにつきましては、市民が中心となり、町おこし、観光客誘致のため市内全域にひな人形を飾ることにより勝浦市を見直してもらい、商工業及び地域の活性化を図り、リピーターとして来勝していただけるようイベントを開催しております。

今後の展開につきましては、四季折々のイベントの内容を充実させ、四季型観光を推進し、観光客の誘致を図ってまいりたいと考えます。

第2点目のバリアフリー観光に対する考えと今後の展望についてのご質問であります。バリアフリー観光は高齢者や身体障害者の人々が安全かつ快適に観光できる環境づくりであります。近年、高齢者や身体障害者などのハンディを持つ人の行動半径は年々広がっていますが、旅行をいつでも自由にできるとは言えません。旅行がだれにでも楽しく、優しく開かれたものとなり、だれもが旅行の楽しさを共有できることが、高齢化社会を迎えている中で求められるノーマライゼーションの一つといえます。

なお、議員ご指摘のように、バリアフリー観光の整備等は必要不可欠と認識はしているところでありますが、ただ観光施設の一部を整備したからいいものではないものと考えます。また、バリアフリー問題は多方面にまたがるので、バリアフリー観光の実現は簡単なものではないと思いますが、将来の対応については十分研究、検討してまいりたいと考えます。

なお、今後の展望といたしましては、観光施設等の充実についても、前に述べました観点に立って検討してまいりたいと考えます。

以上で平岡議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。平岡誠一郎議員。

○3番（平岡誠一郎君）丁寧なご答弁、ありがとうございました。それでは再質問させていただき

ます。

先ほどの質問でも述べましたが、観光は文字通りその地の光を見ることであります。果たして勝浦における光とは一体何なのでしょう。ここに小樽に対する認識のギャップという資料がございます。この中でアンチ観光派、小樽市民にとっての小樽は、今の生活の場、観光客は邪魔というふうに認識されており、それに対しまして観光客にとってはレトロ・アンド・ロマンのまち、非日常的、市民生活や文化に触れたいという思いがあります。また、小樽経済にとっては観光産業は一部の人たちのもの、観光とは無関係というアンチ観光派に対しまして、観光派は小樽経済にとって観光産業が地盤沈下を食いとめた、観光で復活したまちという認識がございます。

小樽に観光客が押し寄せるようになったのはここ10年ほどのこと。しかも、運河周辺の観光ゾーンと一般市民の生活の場とは乖離していたため、観光客との接点は希薄だった。そのため急激に観光化していった小樽の変化に実感がわかず、意識が追いついていけないのが現状で、それが観光派市民や外部の認識とのギャップを生んでいるのではないのでしょうか。また、生活感あふれる市場、歴史的建造物など、小樽の魅力をいち早く再発見したのは、観光客やマスコミなど外部から小樽を見た人たちで、アンチ観光派にとっては魅力ととらえられていなかった。観光客は古いものを大切にす小樽に人の温かさや文化的価値を見出しているが、小樽にとっては単に古くさいもの、開発から取り残されたものというマイナスイメージでもあったようです。こうした認識の違いが、どうして小樽に人気があるのかわからない。何もない小樽が観光都市であるはずがない等々の意見につながっております。

認識のギャップを埋めるには、小樽は観光都市としてまだ産声を上げたばかりで、他の観光都市と比べて歴史も浅く、しかもさまざまな業種が関連する複合産業である観光産業は、他産業と比べて確固たる位置づけがなされていない。まずは観光が小樽にとってどのような役割を果たしているのか、経済的側面はもちろんのこと、さまざまな視点から分析するためにより精密なデータがもっと必要である。それを踏まえた上で、初めてアンチ観光派と観光派が同じ土壌で議論ができるようになる。

次に、市民と観光客との交流を積極的に進める必要がある。観光客は、ただ観光施設を回るだけでは飽き足らず、小樽の市民生活、文化に触れたがっている。こうした観光客を市民は単によそから来た者と見ずに、自分の知識や情報を伝えてあげるといようなちょっとしたコミュニケーションをとることで、お互いの視点を通してより深く小樽について知ることができるものではないか。市民が小樽に誇りを持って、内からその魅力を発信すれば、まちは活性化し、市民生活も豊かになる。その上で、観光客を受け入れる懐の深さがあれば、小樽が観光のまちか否かを問う必要はないのかもしれないと報告されています。

さて、勝浦市の現状を思い浮かべてください。小樽と違い、勝浦は古くから観光地として、その昔、明治39年8月30日付の千葉新聞によりますと、避暑客は東京あたりより統計で1,200余名来勝したと書かれております。当時の勝浦の人口は8,000名で、勝浦は避暑客にとって大変魅力のあるまちであつたらしい。鉄道は大原までで、大原、勝浦間は乗り合い馬車により交通の便が図られていたが、それでも避暑地としての勝浦の名声は京浜、湘南方面にまでも届いていたと報道されておりました。つまり、首都圏に住む人にとってのリゾート地でありました。それはもちろん現在までもしっかりと受け継がれております。

しかし、日本人の高齢化とともにレジャーの質が確実に変化する中、旧態依然とした観光に対

する認識のままの部分が多く、小樽と同じように外部から勝浦を見ている目と勝浦に住む人との意識のギャップが広がっているように思えて仕方ありません。このギャップを埋める意識改革は、だれの責任で行うものなのでしょうか。

勝浦市では、現在さまざまな観光イベントが開催されております。とりわけビッグひな祭りは、ご案内のとおり、ことしで6回目を数え、勝浦市の観光にとって最大の目玉事業になるまでに進化していると認識しております。勝浦市商工会による2006年ビッグひな祭り経済波及効果調査報告書を見ますと、その直接需要額は29億円に上り、また観光消費による経済波及効果の総額は何と55億円にも上ると報告されております。市民の間でも、今や完全に勝浦市の風物詩として定着したとの声を耳にします。

しかし、また一方では、実際、勝浦に住む知り合いの方々に聞いてみたのですが、私には関係ない、そもそも何で勝浦でひな人形なの、朝早くからやかましくて迷惑だ、期間中、車が渋滞して何とかしてほしい、莫大な税金をつぎ込んで何になるの、などと否定的な意見も多く聞かれました。

このイベントのにぎわいの創出、集客力に関しましては、他のイベントを圧倒しております。しかし、あくまでも私見ではありますが、イベント開催後の冷静な検証と分析が不十分なことにより、ともすればネガティブにとらわれてしまい、発言することすらためらってしまうような少数の貴重な意見を事業に反映することが難しいのではないかと思います。

神奈川県平塚市で開催されていますひらつか七夕まつりも地域住民の要望から、ことしは従来の約1週間から3日間へと期間を短縮し開催することになったそうです。その主たる理由は、周辺道路の渋滞と騒音、そしてごみだそうです。勝浦においても、ビッグひな祭りに限っていえば、このままでは平塚の七夕の二の舞になる可能性が非常に高いと言わざるを得ません。また、その開催に当たっては多額の税金が投入されております。

理想を述べますと、各種の収益事業を行い、イベントとしては独立採算を図るべきでしょう。現在は、このイベントのほとんどが無料サービスであります。本年は補助金額が減少する中、来場者駐車場の有料化により何とか予算内で実施することができました。今後も厳しい市財政を考えますと、補助金が増額することは考えられません。また、実行主体として実行委員会が組織され、そこで自由闊達な意見交換が行われていながら、勝浦市側と収益事業に対する評価の違いから、その実現が思うように行われなかったという事実も確認しておく必要があると思います。

話題はそれですが、昨日の一般質問で佐藤議員よりホームページの質問がありました。アクセス数が月数万単位で行われており、イベントに来る人の関心が高いのに驚きました。その中で、たまたまホームページを見ていて気になった部分を発見しました。それは迂回道路案内です。そこには迂回道路情報と書いてあり、ルート1からルート5まで地図入りで渋滞回避の裏道が掲載されております。私が疑問に思ったのは、なぜ勝浦有料道路を紹介しないのだろうかということでした。既にご案内の方が多くと思いますが、ご紹介いたしますと、国道128号線を松部方面から大多喜に抜ける道が案内されています。ルート1は、郁文小学校から旧道を入り、勝浦大橋下の交差点を左折、親子地藏わきを通り、国道手前を左折、トンネルを抜け、屋代工務店前を通り、サカモトわきに出て左折、大多喜方面、国道127号に抜ける道であります。ルート2は、串浜春日台を火葬場方面へ行き、キャプテンズテーブル入り口に入って、味彩館わきへ抜ける道です。ルート3、4、5の案内道路、これらの道は市道ですが、いずれも狭小部分が多く、自動車の行

き違いが困難な場所もある道路であります。

また、ＪＲ勝浦駅裏の線路沿いの道は通学路や市民の生活道路であります。しかも、舗道と車道の区別のない道路です。そのような市民生活に密着した道路を抜け道として公式ホームページで紹介するということに違和感を覚えました。実際、近隣に住むお年寄りから、他地域のナンバーの車が狭い道路をすごいスピードで走って危なくっておっかねえとの声を聞きました。私は、利用促進の意味も含め、まず勝浦有料道路を紹介すべきであると考えます。勝浦を訪れる方に有用な情報であること、また市街地の渋滞緩和の意味もあって掲載しているとは思いますが、再考されることを期待申し上げます。

ＪＲが来年度実施する予定のディスティネーションキャンペーンは、勝浦市の観光にとって大きなチャンスであると思われます。先日は視察に訪れた方々を市長みずからご案内したり、一度片づけたひな人形を出して遠見岬神社の石段に飾ってみせたことなどからも、並々ならぬ意欲を感じます。ここでも危惧されるのは、住民と観光客の意識のギャップであります。せっかくのチャンスをむだにすることは許されません。ディスティネーションキャンペーンに対する市民の意識統一を図る必要があると思われます。

次に、バリアフリー観光、ユニバーサルデザインに関する件ですが、先日、稲毛にあるショッピングモールへ出かけたときのことです。そこには多目的トイレという名称のトイレが各所に設置してありました。たまたまそこに入る人を見たら、赤ちゃんの乗ったベビーカーを押したお母さんでした。少し興味がわき、しばらく眺めていましたが、次に利用した人もやはりベビーカーを押したお母さんでした。バリアフリーというと体の不自由な方や高齢者を思い浮かべていた私にとっては意外な事実でした。このとき改めて感じたのは、バリアフリーはもとより、もう一歩進んでユニバーサル化を考えなければならないということです。少なくとも新しく物づくり、器づくりをする場合には、常にユニバーサルデザインを念頭に置かなければならないと考えます。現状を見ますと、勝浦市役所や観光案内所、比較的新しい建物においてはトイレを初めスロープ等の設置等は配慮されているようです。しかし、決して十分とはいえるものではありません。建設年度の古い施設では言うまでもありません。

４月から勝浦中央商店街に設置された情報案内所街の駅かつうら楽座は、地元商店街に訪れるお客様に対するホスピタリティー意識の高まりが具体化した例として注目していますが、そこに多目的トイレを設置したいとの要望が商店会より出されていると聞いております。何とか実現することを期待しております。

勝浦を訪れる方の立場に立って考え、安心して安全な勝浦にお越しいただける環境を、ハード面、ソフト面、両面において整える必要があると考えます。こうしたホスピタリティー意識の向上には積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

バリアフリーのことで書いてありますが、こういう資料があるのですが、積極的に取り組んでいるのは岐阜県の高山市や三重県の伊勢、鳥羽、志摩地域、長崎県等では全国に先駆け積極的な取り組みを進めている。それでも、高齢者や身体障害者の視点で問題を探り、その解消を図り、関係する事業者、団体が協力、連携して施策を進めている。バリアフリー観光マップ等の情報提供にも積極的である。これらの地域では、このような取り組みにより観光客増大の効果が確実に出てきているというふうに言っております。また、国内の観光を見てみると、高齢者の観光がふえており、今後、高齢社会において高齢者向けの観光施策が重要になることは当たり前であ

って、また身体障害者の方々の観光ニーズも高く、バリアフリーの環境が整うことによって、これらの方々の観光も大きく伸びる。一般の人も、観光する際には荷物が多く、乳幼児連れの観光も骨が折れる。バリアフリーな観光環境の整備は一般の人にとっても安全性、快適性を向上させる。そのためにバリアフリー観光は、これから観光施策の中では主軸の一つになることは間違いないと報告されております。

安全ということであれば、各種イベントや、特にビッグひな祭りのメイン会場に使用しております市民会館が今年度予算化され実施されております耐震診断に関しまして、その後、診断結果が発表されることになると思いますが、私としては市民会館の耐震強度が十分であるとの結果が出ることを祈っておりますが、しかし、もし強度不足から最悪の場合、使用禁止になることも考えられます。その場合はどうするのか、市の対応は決定しているのでしょうか。

以上、数々の事柄を踏まえて整理してお伺いいたします。

まず1点目は、ビッグひな祭りについての現状と波及効果について、市としてどのように把握しているのでしょうか。また、今後の見通しもあわせてお聞かせください。

2点目は、ひな祭り開催中のメイン会場と地区会場の開催時間の違いから生じる来場者の戸惑いの声に対する認識と今後の見通しをお聞かせください。特に勝浦地区会場の図書館は中央会場エリア内にあり、覚翁寺のスポットと隣接しており、観光客はどうして図書館が見られないのか疑問の声があります。

3点目は、ビッグひな祭りの予算について、補助金に対する現状と見通しに関してお伺いいたします。また、市が関与するさまざまなイベントに対する補助金の拠出に対する市の基本的な考えに対し、現状と今後の見通しをお聞かせください。

4点目は、さまざまなイベント時に活躍しているイベントボランティアに関しまして、現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

5点目は、各種イベントの実行委員会を法人化することも視野に入れるべきだと思いますが、市としてはどのようにお考えか、現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

6点目は、観光とバリアフリーもしくはユニバーサル化に対する認識と今後の展開についてお伺いいたします。

7点目は、ビッグひな祭りのメイン会場にも使用しております市民会館等の公共施設の耐震診断結果に対する今後の対応をお伺いいたします。

第8点目は、先日行われた実行委員会、コスモスフェスタ in 勝浦の件なんですが、次年度以降、開催場所の土地が譲渡により開発計画があると聞き及びますが、次年度以降の開催を心配する声が上がっておりますコスモスフェスタ in 勝浦の今後の展望についてお伺いいたします。

9点目は、ディスティネーションキャンペーンに対する市からJRに向けての提案の現状、開催までのスケジュールと開催概要や人出予想、さらには受け入れ態勢を市としてどのように把握しているのか、現状と今後の見通しにつきましてお伺いいたします。

10点目は、市長も以前より主張されております勝浦ブランドの確立に対する取り組みと今後の見通しについてお伺いいたします。

11点目は、勝浦市でもエントリーしました千葉県の花いっぱい運動に関しまして、その予算の執行方法についての現状と今後の見通しについてお伺い申し上げます。

以上で再質問を終わらせていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。守沢観光商工課長。

○観光商工課長（守沢孝彦君）ただいまの平岡議員の質問に対してお答え申し上げます。

1点目の現状と波及効果について、市としてどのように把握しているかでございますが、2006年かつうらビッグひな祭りが開催され、経済波及効果におきましては55億円と報告がございましたが、この数字は決して実感できるものではございません。ひな祭りを開催されることで生じた効果であり、市内に幾ら落ちたとか、また幾らもうかったかといったことは明確にすることは困難でございます。ただ、市内における商業に多大な影響を与えていると言えるのは間違いございませんが、中でも観光関連業種である飲食業は直接的な影響を受け、通常の営業に比べ売り上げが増加しているのではないかと考えております。また、データから判断するならば、勝浦市内で消費される金額が最も多く、恩恵を最も受けているのが勝浦市であると考えております。

なお、今後は、恩恵を受けようとする近隣市町村とも連携し、広域でのさらなる発展を模索し、事業者にもてなしや心地よいサービスの提供を呼びかけるとともに、消費拡大につながるような仕掛けを検討していただけるよう協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目のメイン会場と地区会場の開催時間の違いについてであります。かつうらビッグひな祭り開催に伴う地区会場の開催時間につきましては、実行委員会で委員の皆様の総意で開催時間が決定されております。また、図書館におきましても地区会場の一つと考えて、各地区会場と統一しての開催時間となっております。なお、特に図書館の場合は年々展示内容も変わってきており、御殿びなの展示を初め、人形制作実演も開催していることから、開催時間の見直しも必要ではないかと思っております。また、実行委員会の反省会においても、委員より開催時間の見直しの意見等もございますので、今後は図書館を初め、地区会場の開催時間につきましては実行委員会の中で協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の補助金に対する現状と見通しについてであります。平成17年度のかつうらビッグひな祭り開催に関して申し上げますと、開催に伴う経費は約800万円程度の運営費を必要といたします。また、収入として見込まれるものは、ひな人形保管料、来場者からの募金、今回から徴収させていただきました駐車料金、そして市からの補助金でございます。

なお、今後のひな祭り開催に当たりまして、実行委員会で収支予算を編成して開催してまいります。歳入におきましてはひな人形保管料、来場者からの募金、そして駐車料金の収入見込みがありますけれども、これは決して大幅な見込みができるものではございません。よって、市からの補助金の依存度は高く、必要不可欠と考えております。また、他のイベント開催に伴う収支予算も編成してまいります。イベントによる収入見込みはございませんので、今後、イベントの開催に伴う経費につきましても市からの補助金が必要と考えております。

次に、4点目のイベントボランティアについてでございます。現在、イベントボランティアの登録者数は一般ボランティアで54名、市職員ボランティアで124名であり、合計で178名でございます。また、各イベント開催に当たりましては、このイベントボランティアの存在は大変大きなものと認識をしております。また、ここ一、二年の間では若干の登録者がございますけれども、1日のイベント開催におきましては十分とは言えませんが、何とかこなしているのが現状であり、またひな祭りにおきましては9日間という長丁場でございますので、その開催に当たりましてはボランティアの都合等もございますので、ひな祭りにつきましては不足ぎみの状態がしばしばございます。なお、今後はイベントボランティアの増加に向けての対応策等を研究、検

討してまいりたいと考えております。

次に、5点目のイベントの実行委員会の法人化についてであります。実行委員会の法人化につきましては実行委員会のさらなる確立が第一と思っております。このようなことから、現時点での市としての法人化については考えておりません。この法人化問題につきましては、実行委員会で検討すべきものと考えますので、実行委員会が将来的に確立されてくるならば、将来に向けてこの問題について十分研究、検討していく必要もあるのではないかと考えております。

次に、6点目の観光とバリアフリーについてであります。観光とバリアフリーの問題につきましては、先ほど市長より答弁がありましたように、バリアフリー問題は多方面に関係してまいりますので、担当課といたしましても簡単なものではないものと考えておりますが、将来の対応につきましては十分研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、7点目の市民会館等の公共施設の耐震診断結果に対する対応でございますが、市民会館の耐震診断につきましては今年度実施されるということは聞いておりますが、現時点では結果が出ておりませんので、2007年のかつうらビッグひな祭りは市民会館をメイン会場といたしまして開催する予定であります。

次に、8点目のコスモスフェスタの現状と展望についてでございますが、平成18年度のコスモスフェスタにつきましては、5月30日に実行委員会が開催され、今回も大楠地先ライスセンターで開催することが決定されました。議員ご質問の大楠地先の開催場所でございますが、現在、JAいすみ農協の話によれば、コスモス作付用地の一部が売りに出ているということでありまして、もし民間の方が取得いたしましても、今年度は所有者にお願いをいたしまして開催することはできますが、来年度以降の開催は不可能な状況にあるものと考えております。このようなことから、この件に関しましてもさきの実行委員会の中で報告をさせていただきましたが、今後は来年度以降の開催に当たり、開催場所の選定につきましては実行委員会で引き続き協議をいたしまして、できれば年内には開催場所を決定してまいりたいというふうに考えております。

次に、9点目のディスティネーションキャンペーンについてであります。ディスティネーションにつきましては平成19年2月から4月にかけて実施されます。また本年4月17日、18日には全国宣伝販売促進会議及び現地視察が実施され、4月18日にJR関係者及び旅行関係者の方が当市に訪れました。そして、かつうらビッグひな祭り及び朝市について現地を見ていただきました。なお、今後はディスティネーションキャンペーン期間中の特別企画内容を確立させていき、そして7月下旬には各旅行会社にディスティネーション期間中の取り組みを送付し、9月以降、情報を発信してまいる予定でございます。

また、各部会ではディスティネーションキャンペーン本番に向けた具体的準備の予定であります。受け入れ態勢につきましては、今後、実行委員会はもとより観光協会、各団体と協議をしてまいりまして、準備をしていきたいというふうに考えております。

次に、11点目の千葉県の花いっぱい運動についてでございますが、これは平成19年2月から4月に行われるディスティネーションキャンペーン成功に向けての事業であり、当市でもこの事業の提案書を提出したところでございます。また、本来なら補助事業でありますので予算措置をすることでございますが、この事業に関しまして県担当課に確認をいたしましたところ、見解では県より20万円相当の花の種を各市町村に配布する予定であるとのことでありましたので、今のところこの事業についての市としての予算措置は考えておりません。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）勝浦ブランドの確立に対する取り組みにつきまして申し上げます。

現在、市内の農林水産物におきまして、勝浦ブランドが認知されている関係につきましては、カツオがあると思います。これにつきましては、長年にわたる水産業者のたゆまぬ努力の賜物と考えており、また先般の第6回のカツオまつりのイベントにつきましても、ブランド力強化に貢献をしているものと考えております。そのほかの水産物につきましても、例えば加工品等も含めまして十分にブランド化の可能性はあるものと考えております。

農林産物に関しましては、コシヒカリを主といたしまして、勝浦で生産される米の市場流通は主に集荷団体が行っておりますが、いすみ農業協同組合がJ Aいすみ米として取り扱っております。いすみ米、多古米、長狭米、この3つが県内の3大ブランドとして珍重されておりますが、農業協同組合の販売戦略にも関しますことだけに、勝浦産の米ということにつきましては今後研究をしたいと考えております。

そのほか、野菜、花卉の関係につきましては、昨年来から取り組んでおります市場出荷の取り組みの中で、市場の方から勝浦産の表示をしていただきという要望もございますので、生産者と相談して、勝浦産とわかるシールや袋等の研究をしてブランド化に努めてまいりたいと思います。

そのほか、衣類あるいは菓子、工芸品等の商工業製品につきましても、通年型観光を進めております中で、例えばイベントにちなんだ製品などの開発等で勝浦みやげのブランド化等につきましては十分可能性があると考えております。

いずれにいたしましても、勝浦の産品に付加価値をつけましてブランド化を進めるためには農林水産業者、商工業者、それと行政で連携をとりながらイベント等、広報を通じて有効に利用しながら推進に取り組んでいけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。平岡誠一郎議員。

○3番（平岡誠一郎君）詳細にご答弁いただき、ありがとうございました。それでは、再々質問をさせていただきます。

県の主要施策についての意見交換を目的とした堂本知事と県内市町村との懇談会が5月31日に県庁で開催されました。その懇談会の中で、医師不足への緊急対策を初め、合併や道路、河川整備、環境、観光まで各地域が抱えるさまざまな問題に対し、県の積極的な取り組みを求める声が相次いだと6月1日の千葉日報に掲載されていまして。

その中で、国や県の予算で勝浦市が利用できる施策があると思われますが、そこでお伺いいたします。懇談会の内容について、詳細と県の積極的な取り組み、今後どのように推移していくのか、またすべての事柄が観光行政に結びつくと思われますが、勝浦市として県政や国との今後のかかわりと施策の展開についてお伺いいたします。

次に、県政運営の基本理念として県民と行政の協働による分権型社会の実現があり、そこでは

前提としての情報公開、議会との連携強化、県民との協働、そのほかが明記されております。また、観光立県千葉モデル推進事業指定地域一覧によりますと、勝浦市は市民参加によるオールシーズン楽しめるイベントのまち勝浦として県の施策に取り込まれております。

これから述べることはあくまで私見であります、この基本理念を勝浦市の現状に当てはめてみますと、行政側の対応として不十分な点があるのではないかと思います。とりわけ情報公開及び市と県における行政と住民の協働という面では明らかに努力不足だと思います。これは行政側のみならず、我々市議会議員の努力不足や責任も免れないでしょう。自省の思いも込め、市民と市政、そして県政がともに支え合う新しい発想での仕組みづくりが必要なのではないのでしょうか。

また、県の観光客を魅了する力の中で、観光振興の取り組みの方向性では、本県観光の将来像として住む人も訪れる人も和み、元気になれる、花と海のふるさと千葉の実現を目指し、地域間競争が激化していく中、地域の魅力、心地よさを楽しむ21世紀型観光の振興モデルをいち早く構築し推進していきます。

今後は、観光を地域政策として位置づけ、地元住民の主体的な参画のもとに民間と行政が協働して環境に配慮した、だれもが訪れやすく住みやすい地域づくりに取り組み、磨き上げた地域の誇りである観光資源を効果的に発信することで、交流人口の増加を促し、地域の活性化を図ります。あわせて、訪れた人々と地域住民の多様な交流活動を推進することで、地域のホスピタリティを醸成し、千葉県観光の熱心なファンの中からあらわれる半定住、または定住を希望する人々が増加するよう取り組んでいきます。

また、自然体験や健康づくり等ができるいやしの空間としての観光地づくりを進めるなど、多様なニーズにこたえる観光産業モデルの構築に取り組んでいきます。さらに、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが旅行しやすい施設整備を進めるなど、ユニバーサルツーリズムの展開を促進するとともに、成田空港を有する優位性を生かし、外国人観光客の誘客PRや受け入れ態勢を強化し、国際観光の進展を図りますと、以上のことが最重要課題と施策の展開方向で述べられております。

勝浦市は、観光イベントをなぜ開催するのでしょうか。これらイベントの究極の目的は何でしょうか。私としては、それは人づくり、まちづくりだと考えます。イベントはあくまでその一手段でしかありません。我々市民は、決して一イベント屋ではないのです。みずからが住むこの地、勝浦を愛し、慈しみ、誇りを持つ、そういった魅力ある人々が魅力あるまちをつくり、それが勝浦の光になり、勝浦に来た方々がそれを感じる、これが理想的な観光なのではないのでしょうか。

今までの質問で明らかになったことは、勝浦市総合計画の実施のみがすべてではないということです。現状を冷静に分析し、時代のニーズに柔軟に対応することが求められております。行政側として、常に市民、そして訪れる人々の意見を聞く耳を持つことが求められているのです。

そこでお伺いいたします。以上を総括し、今後の勝浦市の観光行政をどのように推進していくのか、人づくり、まちづくりの観点も踏まえて、市長よりご答弁をお願いいたします。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）県政や国、市との観光についてのかかわり合いでありますけれども、観光立国日本と言われたのは、つい最近の話です。小泉さんが言い始めたものと思います。責任ある立

場の方が。なぜ観光立国日本なのか。それは、外国人観光客がスペインに訪れる観光客よりも日本に訪れる外国人が少ない。こんなばかな話があるか。日本でもこれだけの史跡があり、名所、旧跡ある中で、四季がある、そういう日本がもっと観光でアピールする必要があるということが観光立国日本の発想であったと私は理解します。それに基づいて観光立県千葉が生まれ、今回、そこにあるディスティネーションキャンペーンというJ R主催の年間のPRについて、県、各地方の観光団体も自治体も参加し、ともに宣伝に努めようということでございます。

この間の県政懇談会のことを言われましたけれども、その中で1から10まで申し上げることはできませんけれども、戦略プロジェクトとしてここに2006年アクションプランというのが発表になっていますけれども、そのプロジェクトに観光立県千葉の実現ということがうたわれております。その観光立県千葉というものはどんなことなのかというと、新たな観光産業の創出などによる地域経済の活性化、戦略的なプロモーション活動の展開などで進めますということ。それと同時に、観光を通じて持続的な発展を図るために観光資源の活用、あるいは交流空間づくりなどをして、そういうことが契機になって定住志向へと対応し、観光分野でのキャンペーン、ベンチャー企業などの支援を受けながら、条件整備に努める、こういうのがアクションプランの戦略プロジェクトとしての千葉県の見解であります。

私どもも観光と言ってきましたけれども、まさにこういう系列で、それに乗って勝浦をPRしていくという方法は定まっております。それと同時に、観光といってもそれぞれその主体になる地域には歴史があります。そして文化もあります。そういうものを特徴づけたものでなければならぬというふうに考えておりますので、ただ安直にキャンペーンに乗って何でもかんでもやればよいという問題ではないというふうに考えております。

先ほど申し上げられた中で、高山が出てきて、伊勢が出て、志摩が出て、これは全国に名だたる観光地であります。既に観光地としての歴史も古いし実績も勝浦とは比べようもない。勝浦がスタートしたのは、歴史的に見ても、秋祭りこそ古い、春祭りこそ古い、しかしあとはここ五、六年の問題である。それと比較対象にはまだできない。まだまだ勝浦のイベントというものは完成した域には到底到達してない。まだ問題をはらみ、そしてそれを一つ一つクリアして、よい形に変えていかなければいけないと思っております。ボランティアで参加してくれている方々も、私はイベント屋でございますという考えではないと思う。そういう運動の中から勝浦をよくしようということで参加していただく。イベントを支えている3分の2が市の職員であります。この市の職員については、私は本当に感謝しております。今それだけの行動力がなかったら、とても勝浦のイベントは支えることできないし、これだけの集客はあり得なかったらと思う。したがって、私たちはそういう思いを持って、このイベントに従事しております。しかも、一つ一つのイベントについては、ちゃんと目的を持っているということは第1問の答弁の中に触れております。

ですから、ここで言われるように、今後の観光行政はどうだと。これは、言うならばまちづくりだ。まちづくりは大きな政策の一つである。政治なのである。これは私は議員のときに申し上げていることです。まちづくりは立派な政治である、政策である。その基本は人なのです。私はそれを忘れることは一つもしてないつもりです。私は何年も前から市の品格は市民の心のありようによって決まるということを団体の集まりのあいさつの中でしてまいりました。市民の心の豊かさがまちづくり、まちの品格につながってこなければ、勝浦市の品格は上がらない。そのまち

づくりの基礎になるのは人なのです。ですから、私は人の教育というものはおろそかにはできない、そういうことを念頭に置いて今までやってきたつもりであります。

繰り返して申し上げますけれども、この勝浦のイベントはこれで完成の域に達したというにはまだまだ及びません。これから先ももっともっと内容を精査しながら、人の意見も受け入れ、そしてそれを立派に実現化するということが今後の道だろうと思っております。

さらに、このイベントがどうなのか、これは従事している人たちが一番よくわかっていることだと私は思っております。今までの中で苦労している人間が一番わかっている。もっとイベントをこういうふうな形でやっていきたいというような意見も多々ございます。したがって、私は今後ともまちづくりは大きな政治の問題であり、推進するのは人である。その人の心がまず大事であるということで、人の輪、そのイベントに従事する人たちの心の輪が大事である、これを念頭に置いて、今後とも推し進めていくつもりでございます。そういう中からおもてなしの心が生まれ、観光客を大事にする、そういう態度になってきてこそ、勝浦の観光というものは定着してくる。我々は、そういう方向性に向かって一步一步歩み続けていく必要が今後ともあるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）続きまして、滝口敏夫議員の登壇を許します。滝口敏夫議員。

〔18番 滝口敏夫君登壇〕

○18番（滝口敏夫君）初めに、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、出産育児一時金の増額及び定期検診費用の助成措置についてであります。市長もご存じのとおり、我が公明党は数年来、出産費用の実態を踏まえ、出産育児一時金を現行の30万円から大幅に引き上げることを目指し、国会で機会あるごとに取り上げるとともに、署名活動を全国各地で展開するなど、全力を挙げてまいりました。昨年9月、神崎代表と浜四津代表代行が衆参両院の代表質問で取り上げたほか、衆院予算委員会で太田幹事長代行が一時金の増額を強く迫るなど、我が党の幹部が先頭に立って取り組んできたところであります。

このような粘り強い取り組みの結果、政府、与党が昨年12月1日に決定した医療制度改革大綱の中に、出産育児一時金を35万円に増額することが明記され、本年10月から実施する運びとなってきたのであります。そこで、本市としては速やかに国民健康保険条例の一部を改正し、10月から出産育児一時金を35万円に増額する予算措置を講じられるよう要請するものでありますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

また、妊産婦の定期検診、健康診査等に係る費用の公的負担、助成措置を拡充するよう強く求めるものでありますが、これが取り組みについて、まず承りたいと思います。

第2点は、マタニティマークの活用についてであります。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものであります。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などに満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど、苦痛を訴える声が多いことから、一目で妊婦だとわかるよう全国共通のマークが決められたのであります。そのマークは、厚生労働省のホームページからダウンロードし自由に使用できます。また、マークの趣旨に基づくことを条件に、自治体や企業、民間団体などでバッジなどの製品として配

布、販売することも可能であります。

そこで私は、本市において母子健康手帳とともにバッジやキーホルダーとして配布するとともに、ポスターを掲示するなど、マタニティマークを通した妊産婦に優しい環境づくりについて先進的な取り組みを行うよう要請するものでありますが、妊産婦の期待にこたえる市長のお考え、取り組みについて、まず承りたいと思います。

第3点は、企業の協賛などによる子育て支援についてであります。全国的に少子化が進行する中、子育て中の家庭の負担を軽減しようと、買い物や施設を利用する際に料金割り引きや特典を受けられるサービスを提供する自治体が全国的に広がっております。仕組みのポイントは地域企業の協賛であります。経済的支援と地域における子育て支援の両面から有効な支援策の一つであると考えられます。

全国各地で取り組んでいる支援事業の内容はさまざまですが、ことし1月から始まった石川県のプレミアムパスポート事業の主な子育て割り引きの例を申し上げますと、全商品5%引き、学用品10%引き、毎月19日、育児の日は食料品15%引き、多子世帯限定商品の販売などを、3人以上の子供を育てている家族を協賛企業が支援する事業として実施しております。

これはあくまでも一例でありますので、本市においては企業の協賛などによる子育て支援について、実情に即した形で前向きに検討し、その導入を図るよう主張するものでありますが、実のあるご答弁を賜りたいと思います。

次に、食育の推進についてお伺いいたします。市長もご承知のとおり、昨年7月、食育基本法が施行され、その基本法の考えを具体化し、食育を国民運動として推進するために、国は食育推進基本計画を策定し、ことし4月スタートいたしました。基本計画は、今年度から平成22年度までの5年間で達成を目指した具体的な数値目標を示しております。その目標値は9つの分野になっており、具体的には、まず食育に関心を持っている人の割合を現在の70%から90%以上に引き上げる。また、朝食を欠食する人の割合については、小学生の4%をゼロ%にまで減らす。成人については、欠食率の高い20歳代男性を約30%から15%以下に、また30歳代男性については23%から同様に15%以下を目指す。学校給食では、地場産物、食材数を使用する割合を現在の全国平均21%から30%以上にする。これは食材を通じて地域の自然や文化、産業などに関する理解を深め、生産に携わる人たちの努力や食への感謝の気持ちを子供たちにはぐくんでもらうことが目的となっております。

また、1日に何をどれだけ食べたらいいのかという目安をイラストで示した食事バランスガイドや、日本人の食事摂取基準などの指針を参考にした食生活を送る人の割合を60%以上にふやす。生活習慣病の予防のためには、運動習慣の徹底と健全な食生活によって改善を進める必要があるが、肥満、高血糖、高中性脂肪血症、高コレステロール血症、高血圧の危険因子が重なった状態にある内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）が心臓病や脳卒中などの危険を高めていることを知っている人の割合を80%以上に高める。

このほか、食育の推進に係るボランティア数を現状から20%以上増加させる。農園や酪農など教育ファームに取り組んでいる市町村の割合を現在の42%から60%以上にふやす。食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている人の割合について60%以上を目指すことが示されております。

食育基本法では、都道府県と市町村に対し、食育推進基本計画をもとにした推進計画の作成を求めています。食育を国民的な運動として推進していくために、この推進計画を作成、実施

している自治体の割合を都道府県は 100%、市町村は50%以上とすることを目指しております。

一方、毎年6月を食育月間とし、重点的、効果的に食育運動を展開し、国民への浸透を進めるとともに、毎月19日を食育の日と定めて継続的に食育運動を進め、食育の幅広い世代への定着を目指しています。

市長もご認識のとおり、現在の食をめぐる状況は各世代においてさまざまな課題を抱えております。朝食を食べない子供がふえ、肥満の低年齢化、生活習慣病につながる中高年の肥満、高齢者の低栄養化なども指摘されております。また、妊婦の過度なダイエットによる低体重児の増加も深刻な問題となっております。食育は、乳児からお年寄りまで、例外なくすべての人がかかわる生活の基本であります。飽食、弧食の時代とも言われておりますが、バランスよく食べる、家族そろって食卓を囲むということが心身の健康につながり、さまざまな社会問題の克服にも通じていくと考えるのであります。

そこで私は、国が示された市町村食育推進計画の策定は5年間で半数以上が目標であります、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむため、食に関する地域と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していくという基本法の趣旨を実現するためには、本市における食育推進計画を速やかに策定し、実施することを要請するものでありますが、これが取り組みと推進計画を策定、実施されるまでの間における食育の推進、数値目標の達成へ向けての取り組みについて、市長はどのように考えているのか承りたいと思います。

次に、漁業、漁村地域の活性化についてお伺いいたします。かつて、我が国は世界第一の水産国と言われておりましたが、この10数年の間に漁獲量、漁獲金額がともに大幅に減少し、高齢化や担い手不足も深刻化の一途をたどり、このままでは沿岸漁業就業者はあと10年を待たずに半減することが避けられず、我が国漁業は著しい低迷状態にあると指摘されております。

本来、日本の周辺水域は世界有数の豊かな漁場であり、200海里水域の設定により広大な水域を管轄し、その面積は世界で第6番目となっております。この広大な水域内の水産資源を適切に保存、管理し、持続的に利用することができれば、我が国漁業にはまだまだ大きな発展の可能性があるとと言われております。そこで私は、低迷する本市の漁業、漁村地域の活性化を促す観点から3点ほどお伺いいたしたいと思います。

第1点は、漁業資源の適切な保存と管理の徹底についてであります。市長もご認識のとおり、現在の漁業不振の最大の原因は、漁業資源の荒廃にあると指摘されております。したがって、漁業資源を最大生産水準で維持、回復させることを目的に、水産資源に見合った漁獲量を実現するため、現在実施している漁獲可能量、漁獲努力可能量の適切な運用を図る。漁業法に基づく我が国沿岸・沖合漁業における漁業許可等に際しては、資源管理を一層重視したものに改め、漁業の協業化や資源管理型漁業等を促進するとともに、栽培漁業の技術開発、種苗放流等の積極的な推進と養殖漁場環境を整備する。さらに、外国漁船による不法操業を規制することなどにより、漁業資源の適切な保存と管理の徹底を図るよう、国や県に強く働きかけていかれることを要請するものでありますが、漁業資源の適切な保存と管理の徹底に関する市長の見解及び国県への働きかけについて承りたいと思います。

第2点は、水産物の産地ブランド化についてであります。地域ブランドの登録を容易にする改正商標法が本年4月からスタートし、新たに地域団体商標制度が設けられ、全国的には知られて

いない特産品であっても地名プラス商品名での商標が取得しやすくなり、全国各地での地域ブランドの確立へ新たな時代の潮流が生まれるのではないかと期待感が高まっております。

そこで、これを機会にこの大きなうねりに乗り、行政と漁協、漁業者が協力し、産地販売力を強化するため、水産物の産地ブランド化について積極的に推進することを主張するものでありますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

第3点は、都市と交流する魅力ある漁村の建設についてであります。近年、漁村が有する自然等の資源を体験し、生活のゆとりの向上を図ろうとする国民の要請が高まっております。また、海洋性レクリエーション活動に対する要請も高まり、海洋性レクリエーションを楽しむ人口は延べ4,000万人に達しております。都市との交流は、水産業や漁村に対する理解と関心を深め、漁村地域の活性化や水産業の健全な発展に大きな役割を果たしている所以であります。国としても、水産業の健全な発展と調和を図りながら、都市と漁村の共生、対流を図るため、漁村地域の生活環境整備、交流拠点施設の整備等と連携し、交流活動の促進、定着に向けた取り組みを行っている所以であります。

そこで、本市としては、1つには漁港や漁場の整備と一体的にがけ崩れの防止や集落道路、排水施設、合併浄化槽の普及、公園、広場等の生活環境整備を積極的に推進するとともに、2つには高波、津波、波浪等による被害を防止するため、自然と共生した海岸保全整備、特に部原漁港から稲子川、稲子川から宮古川までの区間の海岸保全整備等の推進を図り、さらに3つには都市との交流の活発化を図るために必要な受け入れ体制づくり、漁業者との連携、交流を担う人材の育成等を推進するとともに、4つには水産物直販施設や見学、体験、健康増進等の機能を備えた施設整備等を推進するなど、都市と漁村の共生、対流の促進のための交付金等を初め、国の諸施策を活用しながら、都市と交流する魅力ある漁村の建設を目指すことを提唱するものでありますが、市長はこれが取り組みについてどのようにお考えになっているのか承りたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの滝口議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、福祉問題について申し上げます。

1点目の出産育児一時金の増額についてであります。出産育児一時金につきましては国民健康保険法第58条の規定によりまして、保険者は被保険者の出産に関しては条例の定めるところにより支給する旨が規定されております。その給付額につきましては、厚生事務次官通知により健康保険法と同様に30万円を基準として市町村の条例で定めるとされております。これを受け、市では勝浦市国民健康保険条例第6条で、被保険者が出産したときは出産育児一時金として30万円を支給しているところであります。ご質問の国民健康保険条例の改正等につきましては、現在、国会におきまして関係法律の改正が審議中でありましますので、今後の動向を見た上で考えてまいり

たいと思います。

次に、妊産婦の定期検診に係る費用の助成措置の取り組みについてであります。母子保健法の一部改正により、母子保健事業の一部が市町村に移譲され、母子保健法第12条及び第13条に規定されている妊産婦及び乳幼児の健康診査について、平成9年4月1日付厚生省児童家庭局長通知で妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱が示されております。市におきましては、この実施要綱に基づき妊婦・乳幼児一般健康診査を医療機関に委託し、妊産婦1人につきまして妊娠期間中、前期及び後期の2回、健康診査を市負担により実施しているところであります。今後も現行制度において対応してまいりたいと考えております。

なお、国の少子化社会対策推進会議等において妊娠、出産の負担軽減等が検討されており、今後これらの国の動向などを踏まえ対応してまいりたいと考えます。

第2点目のマタニティマークの活用について申し上げます。21世紀の母子保健における国民運動計画である健やか親子21の中の課題の一つに妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保を挙げ、妊産婦に対して理解ある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における確保等について取り組むこととなっており、マタニティマークの活用により妊娠初期の方が外見から判別できる等、妊産婦に対する優しい環境づくりは必要なものと考えております。

市では、ポスターの掲示、パンフレットによる啓発を行っているところでありますが、妊娠初期の段階から妊娠していることがわかるように、母子健康手帳の交付とともにバッジ等の取り扱いについて今後検討し、妊産婦に優しい環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

次に、3点目の企業の協賛などによる子育て支援について申し上げます。本事業につきましては、少子化対策の一環として子育て中の家庭の経済負担が大きいことから、子育てを社会全体で支えるという理念から、子育て中の家庭に申請によりパスポート等を発行し、その事業に協賛する企業、商店等を利用した場合に、買い物、飲食、施設利用等について一定の割引及び特典が受けられる制度であると認識しております。

しかしながら、本事業につきましては参加する企業、商店等の理解及び協力が不可欠であり、また勝浦市1市のみではなく広域的な取り組みが効果的であると考えておりますことから、この事業の導入について今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、食育の推進について申し上げます。本市における食育推進計画の策定についてであります。近年、生活習慣病の増加や食品の安全性に対する信頼の低下など、健全な食生活が失われつつある中、国民の食をめぐる現状は危機に直面している状況であります。このため、今後は地域や社会を挙げた子供たちの食育を初め、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食糧自給率の向上、さらには伝統ある食文化の継承等を充実する必要があることから、昨年の6月に食育に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした食育基本法が制定され、平成17年7月15日から施行されました。

その後、平成18年3月末に、国は食育基本法に基づき平成22年度を目標年度に、今後5年間の食育運動を進める指針として食育推進基本計画を策定し、今後は官民一体で国民運動として食育推進に取り組むことになりました。

食育基本法は、都道府県及び市町村につきましても国の食育推進基本計画を基本として食育推進計画を作成するよう努めなければならないと規定しております。国の食育推進基本計画では、

目標年度の平成22年度までに都道府県で100%、市町村で50%の食育推進計画の策定、実施を目指すとしております。食育基本法前文におきましては、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとうたわれており、食育の推進が食べ物と健康に関する正しい知識を普及することで、子供のころから正しい食習慣を身につけたり、地場産品を食することで地域の自然や文化、産業などの理解を深めるとともに、生産者の努力や食への感謝の念をはぐくむなど多くの効果を有することから、食育推進への取り組みは非常に重要であると考えます。

したがって、市では食育基本法の理念にかんがみ、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、今後、勝浦市食育推進計画を策定してまいりたいと考えます。

なお、計画の策定に当たっては、これから策定される千葉県食育推進計画と整合性を図るため、県の策定状況に注意しながら、教育、福祉、農林水産の各分野が連携をとり、進めていく考えであります。

また、食育推進計画が策定、実施されるまでの間における食育の推進、数値目標の達成に向けての取り組みについてであります。現在、既に取り組んでおります直売所及び地元企業と連携した学校給食における地場産品の使用や食生活改善会と連携した郷土料理の伝承などを今後も推進する考えであります。

国の数値目標につきましては、関係各課が各分野において啓発活動等を行うことで、その達成に向けて努力してまいりたいと考えます。

次に、漁業、漁村地域の活性化について申し上げます。

1点目の漁業資源の適切な保存と管理の徹底についてのご質問であります。平成13年6月に施行されました水産基本法では、基本理念に水産業の健全な発展と水産資源の持続的利用と需要に即した水産物の生産を掲げており、これを基本に国、県による漁獲可能量制度での漁獲量に着目した資源管理や漁業取締船による操業区域の指導、さらには水産動植物の増殖や養殖の推進など、水産資源の適切な保存管理に資するための施策が展開されているところであります。

本市におきましても、アワビ、ヒラメの種苗放流やマダイの中間育成、サザエ、イセエビなどの禁漁期間の設定などの育てる漁業の推進のほか、独自の取り組みとして沿岸小型漁船漁協では、主漁場となる勝浦沖キンメ漁場の操業について勝浦沖キンメ操業規約を設け、資源の永続的利用を図るための資源管理に努めております。

また、アワビの減少に歯どめをかけるため、アワビの放流事業を行うとともに、漁業者組織により資源管理のための協議の場が設けられており、この中では資源の増産、採捕制限、放流効果の検討などが行われ、アワビ漁業の振興に向けた取り組みがなされております。

このような漁業者による資源管理の取り組みは将来の水産物の安定供給につながり、市の水産業振興に貴重な活動であると考えますので、今後とも県や水産関係者と連携しながら、漁業資源の保存と管理に一層努めてまいりたいと考えます。また、良好な漁場の整備など支援を要する部分につきましては、地元漁協などと協議の上、引き続き国や県に要望していききたいと考えます。

2点目の水産物の産地ブランド化について申し上げます。本市におきましては、本年度も6月3日に第6回勝浦港カツオまつりを開催し、全国でも有数の漁獲量を誇るカツオのPR、ブランド化を推進しているところでありますが、千葉県ではちば2006年アクションプランの、日本一安

心農林水産物「千葉ブランド」の確立の施策として、県下で水揚げされる水産物、あるいは加工製造される生産物に対し、一定の要件を満たすものをブランドとして認定し、県産水産物の消費拡大、販売強化を図ることを目的に、平成18年度に千葉ブランド水産物認定制度を発足いたしました。本市の生鮮水産物及び水産加工品の認定に向けた検討を進めるなど、本市の水産物のブランド力強化に努めたいと考えております。

3点目の都市と交流する魅力ある漁村の建設について申し上げます。

初めに、漁港や漁場の整備と一体的に、がけ崩れの防止や集落道路、排水施設、合併浄化槽、公園広場等の生活環境整備の取り組みについてであります。市内の漁業集落は海岸沿いの漁港に隣接し、後背地に山地が迫っている地形で形成されてきています。従来より水産物の生産基盤である漁港、漁場の整備を進めるとともに、生活基盤である道路、排水施設等の整備や合併浄化槽設置の補助などを推進しております。地域的に十分な広さでの公園広場等の整備は難しい面もありますが、今後とも法面の安全対策を初めとして地域の特性に見合った形で安全で快適な生活環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

次に、高波、津波、波浪等による被害を防止するための自然と共生した海岸保全整備等の推進についてであります。ご質問の部原漁港から稲子橋までの区間につきましては市が管理する勝浦東部漁港部原海岸の海岸保全施設でございます。この整備に当たっては、海岸法に基づき海岸の浸食や高潮による被害状況を踏まえながら、防災、環境、利用の3つの面でバランスのとれた海岸づくりが望まれるところですが、この計画づくりのため検討機関が必要であるとともに、財政計画を慎重に考慮する必要があることから、現時点で具体的な整備計画は定まっておりません。今後は、地域の要望を踏まえながら、他の海岸施設整備のあり方とあわせて、県と相談してまいりたいと考えます。

次に、都市との交流の活発化を図るため、受け入れ体制づくり、漁業者との連携、交流を担う人材の育成等を推進する取り組みについて申し上げます。

近年、都市と漁村の交流施策を称してブルーツーリズムと言われますが、本市の漁村は美しい砂浜を有し、古くから県内有数の海水浴場としてその名を知られ、海水浴シーズンには多数の都市住民が訪れ交流を行っており、漁業者の多くは海水浴客や釣り客用の宿泊施設である民宿を営んでおり、既に都市住民との交流できる基盤が整っております。しかし、年間を通じて常時多くの都市住民が漁村を訪れる状況ではございません。夏の海水浴シーズン以外は釣り客が訪れる程度であり、宿泊施設を初めとする漁村交流基盤が十分に活用されているとはいいがたい面もございます。

ブルーツーリズムは、漁業体験、磯場の自然観察体験、海産物の加工体験、食文化体験、海洋性レジャー・マリンスポーツ体験、伝統文化体験など広範囲の漁村体験を提起しております。このことから、本市漁村においても海水浴、釣り以外の交流についての取り組みを行い、年間を通じて都市住民を呼び込みたいと考えます。

勝浦の漁村に春を呼ぶワカメ、ヒジキ刈り、小学生を対象とした磯場の自然観察、漁業体験、大漁を祈願して行われる漁村伝統文化の象徴である秋祭りなど、年間を通じて都市との交流を活発化できる資源が漁村に多く存在いたしますが、これら資源を有効に生かす人材を育成するため、観光、商業などの異種業種間交流により発想転換を促せるよう関係者と連携をとりながら進めたいと考えます。

次に、水産物直売施設や見学、体験、健康増進等の機能を備えた施設整備等の取り組みについて申し上げます。本市における水産物の販売につきましては、朝市、漁協直営の販売所、農村地域への行商といった形態をとってまいりました。水産業を活性化させるためにも、水産物直売施設の整備は必要であると考えますが、伝統ある朝市との共栄を図る上でも、市内漁協と協議し、整備について検討してまいりたいと考えます。

見学、体験、健康増進等の機能を備えた施設整備につきましては、勝浦海中公園やそれに併設されております海の博物館などの既存の施設を今後も有効に活用されるよう関係者と取り組んでまいりたいと考えております。

以上で滝口議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長よりご答弁を賜りましたので、その答弁を踏まえまして2回目の質問をいたします。

初めに、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、出産育児一時金の増額及び定期検診等費用の助成措置についてであります。市長もご承知のとおり、妊娠・出産費用は50万円もかかるのが現状であります。財団法人こども未来財団の子育てコストに関する調査研究によりますと、分娩・入院費の平均は36万4,618円に達しており、定期検診の9万215円や妊婦用品の購入を初めとした妊娠期間中の出産準備費4万8,849円を含めた妊娠、出産費用の総額は50万3,683円にもなっております。

深刻な少子化の現状を考えますと、子育てを社会の中心軸に据えて、女性が安心して子供を産み、育てることができる人に優しい社会の構築を目指す必要があります、そのためにも妊娠、出産費用については全額公費負担とし、行政はその措置を講ずる必要があると思うのであります。

今月の1日、厚生労働省の人口動態統計で明らかになった昨年の合計特殊出生率は1.25で、一昨年の1.29より0.04ポイントも減少し、5年連続して過去最低を更新しております。特に私が憂慮しているのは、本市の一昨年の合計特殊出生率が1.07と、国の1.29より0.22ポイントも低くなっていることであります。当然のことながら、市長はこの要因について分析され、その対策についても検討されていると思います。私が申し上げるまでもなく、子供を産み育てることは個人の選択の問題であります、産み育てる意思がありながら、さまざまな阻害要因があるとき、それを排除するのは行政の責任であると同時に、社会全体で責任を分担する仕組みが必要であると考えます。

そこでお伺いするものでありますが、市長は本市における少子化の要因について、どのように分析されているのか承りたいと思います。そして、その分析結果を踏まえ、子育ての経済的、精神的負担などあらゆる手段を講じてその要因を排除し、子供の幸せや子育ての安心を確保していく考えを固めているのかどうか承りたいと思います。

第2点は、マタニティマークの活用についてであります。ただいま市長よりご答弁を賜りましたが、妊娠、出産の安全性と快適さを確保していく対策の一環として、妊産婦に対して理解のある地域環境、職場環境等の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民的な運動を展開していくことが望まれております。その意味において、全国共通のマタニティマークを妊産婦が身につけ、周囲が妊産婦への配慮をしやすくしていくために必要なバッジ等を作成し配布するとともに、その取り組みや呼びかけ文を付したポスターなどを作成、

配布し、交通機関や職場、飲食店その他の公共機関等で提示していただき、妊産婦に優しい環境づくりの推進を図ることについて、さらにもう一步突っ込んだ具体的な実のあるご答弁を賜りたいと思います。

第3点は、企業の協賛などによる子育て支援についてであります。市長もご承知のとおり、この6月1日現在、観光地である伊東市におけるしずおか子育て優待カード事業協賛店舗の実態を見ますと、買い物関係の店舗、施設等が87で、飲食店等が44、宿泊施設が33、伊豆シャボテン公園など遊び関係の施設が12、美術館など学び関係の施設が13、そのほか美容室や建築などが60、合計しまして249の店舗や施設が協賛して子育て支援を行っております。

各店舗や施設が行っている割り引き等の特典はさまざまで、全商品10%引き、赤ちゃん布団20%引き、時計、宝石、眼鏡、全品15%オフ、飲食代1割引き、宿泊料1割引き、入園料10%引き、美容室、親子で2割引き、子供部屋などのリフォーム1割引き、中には特定商品について30%引きをする協賛店もあります。

いずれにいたしましても、本市においては同じような観光地である伊東市の取り組みなどを参考としまして、子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する機運の醸成を図りつつ、企業の協賛などによる子育て支援事業を実施されるよう強く求めるものでありますが、再度、市長の誠意あるご答弁を賜りたいと思います。

次に、食育の推進についてお伺いいたします。市長より本市の食育推進計画の策定へ向けての考え方や推進計画が策定されるまでの間における食育の推進、数値目標の達成へ向けての考え方が示されましたので、さらに角度を変えてお伺いしたいと思います。

国は、これまでも食育の取り組みを行ってきており、一定の成果を上げつつも危機的な状況の解決につながる道筋が見えていないことから、平成18年度から22年度までの5年間の基本計画を策定しまして、これに基づき国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現を目指し、ことし4月、新たな食育の取り組みをスタートさせたことは市長もご承知のとおりであります。

そこで私は、国が示された食育の推進に当たっての目標値の達成へ向けて、本市が取り組む食育の推進を図る観点から具体的にお尋ねするものでありますが、第1に朝食の摂取や早寝早起き等、子供の生活リズム向上のための普及、啓発活動等を初め、子供の肥満予防の推進、学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配布、活用、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導、青少年及びその保護者に対する食育推進等々について、いかなる取り組みを考えているのか承りたいと思います。

第2に、学校、保育所等における食育の推進についてであります。栄養教諭の配置の促進を初め、学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等、及び保育計画に連動した組織的、発展的な食育の計画の策定推進等、保育所での食育推進等についてどのような取り組みを考えているのか承りたいと思います。

第3に、国の基本計画では学校給食での地場産物の使用を全国平均の21%、これは2004年度の実態であります。それから30%以上にすることを目指しております。本市の昨年度の実績を見ますと、市内産物かどうか不明な点もありますが、市内業者から購入したものが16%であることから考えますと、地場産物の30%のハードルは非常に高いものでありますが、これが今後の対策について具体的にお示し願いたいと思います。

第4に、地域における食生活の改善のための取り組みの推進、食育推進運動の展開等についてありますが、今後いかなる取り組みを考えているのか、具体的にご説明いただきたいと思います。

第5に、食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用や学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理の紹介等、食文化の継承のための活動への支援等について、積極的に取り組んでいく必要があると思いますが、この取り組みについてどのようにお考えになっているのか、具体的にご説明いただきたいと思います。

次に、漁業、漁村地域の活性化についてお伺いいたします。

第1点は、漁業資源の適切な保存と管理の徹底についてであります。資源管理法、漁業法等によってその実効が担保されている資源回復計画制度の適切な運用と外国漁船による不法操業の規制、さらにつくり育てる漁業の推進等について、市長より国や県への働きかけを強めていくと申しますか、働きかけを漁業関係団体等と協議をして、それに努めていく、このようなお答えであったわけですが、この点について、再度、1回目で申し上げたこと、今申し上げたことを踏まえて、国への働きかけについて具体的にお示し願いたいと思うわけであります。

さらに、一步踏み込んでのお尋ねをいたしたいと思いますが、市長も漁業関係者から直接お聞きになっているものと思いますが、大型外国漁船等の乱獲による漁業資源の荒廃が懸念されている問題があります。この対策といたしましては、外国漁船等の操業適正化を図り、我が国の200海里水域における水産資源の適切な保存、管理の実効性を確保するため、漁業取締船の能力向上等による指導、取り締まり体制を強化する必要があるとしまして、国や県に対し強く働きかけていく必要があると考えるのでありますが、市長の見解について承りたいと思います。

また、人工漁礁による漁場の開発や養殖場の整備、種苗の生産と放流、資源管理の推進及び漁場管理体制の確立等、本市においてはつくり育てる漁業の一層の推進が望まれているわけですが、市長は重点的な取り組みを考えているのかどうか。1回目の答弁とまた角度を変えてお答えをいただきたいと思うわけであります。

第2点目は、水産物の地域ブランド化についてであります。地域ブランドの登録を容易にする改正商標法が4月からスタートしたことに伴い、全国各地で地域経済の活性化のため地域ブランドづくりに取り組み、それぞれの特色、強みを生かした総合的な産業政策をみずからの創意工夫で積極的に展開する動きが起こっております。

本市においても、新たな潮流の波に乗り、地域起こしの観点から水産物の地域ブランド化に取り組んでいかれることを再度要請するものでありますが、水産物のみならず、農産物やその他あらゆるものの地域ブランドづくりの推進について、市長はどのようにお考えになっているのか、この際、お示し願いたいと思うわけであります。

第3点は、都市と交流する魅力ある漁村の建設についてであります。市長もご承知のとおり、水産基本法第3条第2項に、水産業の発展に当たっては漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備、その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならないと規定されております。その観点からも、漁村地域のがけ崩れの防止や道路、排水施設整備、合併浄化槽の普及、公園や広場等の生活環境を整備し、豊かで住みよい魅力ある漁村の形成を図ることを再度強く主張するものでありますが、1回目のご答弁を賜りましたが、具体的にどう進めていくのかという観点からお答

えをいただきたいと思うわけであります。

これを実現していくためには、行政が部原地域を初め、新宮、沢倉、川津、浜勝浦、勝浦、串浜、松部、吉尾、鶴原、守谷、興津、浜行川及び大沢の漁村地域の生活環境等の実態をつぶさに調査していく必要があると思うわけであります。その実態を踏まえまして、その地域における治山、急傾斜地崩壊対策事業の推進を初め、生活道路の改良舗装整備や排水整備、合併浄化槽の普及と助成事業の拡大、憩いの場としてのミニ公園や防災広場の整備等の積極的かつ計画的な取り組みが必要であると考えるのでありますが、改めてこの点についてどのようにお考えになっているのか、そしてこの取り組みについてどのように進めようとしているのか、具体的にお示しをいただきたいと思うのであります。

また、近年、災害に強い漁村づくりを推進する上で、特に津波災害への緊急的な対応が求められておりますが、本市においては一つには部原から大沢に至る海岸線の津波、高潮発生時における対応といたしまして、防潮堤、海岸保全整備を進めてきているわけではあります。この防潮堤等海岸保全整備は現状万全であるのかどうか、この点、具体的にご説明いただきたいと思っております。

2つには、漁村地域住民の避難対策が大きな地震発生時には懸念されているわけではあります。この避難対策は万全であるのかどうか、またその現状と今後の取り組みについて具体的にお示し願いたいと思っております。

ご答弁賜りましたが、部原漁港から東部漁港というんですか、稲子川、稲子川から宮古川までの区間の防潮堤の嵩上げ等、海岸保全事業の促進についてであります。これまで何回も何回も繰り返し議論をしてきておりますが、これが一步も進まないどころか、先ほどの答弁では後ずさりしているという内容のご答弁でございました。

そこで、再度この取り組みについて1回目の答弁は答弁としながらも、それでは具体的にどのように進めていくのか、県へはこれまでどのような働きかけをしてきたのか。それに対して県はどのような対応をするという考えが示されているのか、それらも含めあわせて、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思うわけであります。

市長もご承知のとおり、本市の漁村地域は独特の文化や伝統、漁業、新鮮な魚介類、他では見られない豊かな自然景観、海洋性レクリエーションなどの地域資源に恵まれております。多くの都市住民はゆとりと安らぎを求めています。漁村地域は、雄大な海を臨む自然や美しい景観、新鮮な魚介類が豊かな食と人情、海洋性レクリエーションの基地としての役割など、憩いの場としても最適であります。また、海洋療法など健康増進の場としても注目されております。このことから、地域住民と漁業者の理解と協力を得て、水産業の健全な発展等の調和を図りながら、都市と漁村の共生、対流を促進し、地域の活性化と魅力ある漁村の建設を再度促すものであります。市長の改めての見解と今後の取り組みについて、1回目はアウトラインといいますか、方向的な点についてお示しになったわけではあります。さらに具体的な取り組みについてどのようにお考えになっているのか承りたいと思うわけであります。

具体的にはご答弁がなかったわけではあります。これが非常に重要な問題ではあります。都市との交流の活発化を図るためには、どうしても受け入れ体制づくり、漁業者との連携、そして交流を担う人材の育成等が必要不可欠であります。これをどのように育てていくのか、その体制をつくっていくのかというところに言及したご答弁をできるならば賜りたいと思うわけであります。

さらに、水産物直販施設や見学、体験、健康増進等の機能を備えた施設整備等についてであり

ますが、検討課題としてのご答弁を賜りましたが、1回目でも申し上げましたように、今、国民の多くの方々が漁村との交流を望んでいるということが水産庁のアンケート調査等でも明らかになっております。この具体的な内容等については答弁内容によって3回目でお示しいたしますが、この取り組みについて具体的にもう一步誠意あるご答弁を賜りたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）お答えいたします。企業の協賛金等による子育て支援について申し上げます。先ほど市長が答弁したとおりであります。私、石川県の白山市の事例を拝見したところであります。内容といたしましては、商店における商品の割引、施設の入場料の割引、学習塾入門の際の書物の進呈、さらには金融機関による住宅ローンの優遇等となっております。このようなことで、企業や商店が主となり、余り見られない子育て支援策となっております。したがって、先ほど申し上げましたように、今後、十分調査、研究してみたいと考えております。

次に、少子化の要因の分析ということでございますが、何点か上げてみますと、まず第1点には人口の減少が一番に上げられると思います。さらには景気の低迷、さらにそれに伴う雇用の場の減少、また、それに伴いまして経済的負担の増加、また高齢化の進展、さらには武大生を除く若年層の減少、こういうものが要因となって少子化になっているものと考えております。

続きまして、3点目の保育所における食育の計画の推進でございますが、保育所におきましては学校給食共同調理場の栄養士の指導を仰ぎながら、保育士が子供の食育について話しをしているということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）お答えいたします。妊産婦のマタニティに対する関係でございますが、妊産婦に対しましての理解や地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における席確保等の妊産婦に優しい環境づくりは必要なものであると考えております。また、マタニティマークの活用は有効なものと考えます。また、広域的な啓発、普及が必要と考えますので、今後、他市町村の動向にあわせて検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課主幹。

○教育課主幹（渡辺宗七君）それでは、学校での取り組みについて申し上げます。

まず、家庭、保護者への取り組みでございます。家庭教育学級及び学級懇談会等を開催しまして、正しい知識、意識の高揚、基本的生活習慣についての早寝早起き、朝食の摂取等についての開催をしております。保健だよりの発行ということで、これについても正しい知識、理解等含めて保護者へ発行しております。親子で調理体験といいますか、子供たちがつくったものを一緒に食べて、創出する喜び、また食べる喜び、マナー等、その辺のことも指導しております。

教職員関係でございますが、食育に関する研修会等へ参加するようにお願いしております。

文書による情報の提供ということでございますが、食育推進基本計画等、また食育月間等につ

いての文書を学校で配布しております。

また、校内研修の実施ということで、これにつきましては市内なのですが、栄養教諭がことし配置になりませんでした。養護教諭または学校栄養職員等を中心に、こういう食育に関する研修を行っております。

それから、年間指導計画の作成ということで、食育に関する計画を毎年つくっております、毎年それに基づいて訂正し、よくしていております。

子供たちへの取り組みですが、先ほど申し上げましたように、自作の農作物を自分たちでつくってそれを食べる体験をするというふうなこと、家庭科、体育の時間、その他総合的な学習、生活科等を使いまして正しい知識の習得に努めております。

また、その他ですが、ことし、上野小学校が県の研究指定を受けまして、食育に関する研究をやっております。勝浦市教育研究会と連携しまして、子供たちの成人病、その辺の分析、対策等について研究を続けております。養護教育会議も食育に関する取り組みをことし始めております。

今後、旧勝浦保健所、また学校給食共同調理場等々、各機関と連携しながら努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君）私の方からは、学校給食における地場産物を使用する割合と今後の対策ということでお答え申し上げます。平成16年度の全国平均21%という数字なのですが、この調査は文部科学省が行う学校給食栄養報告書の中で食材数をベースにまとめたものというふうに聞いております。これは一部の市町村を対象といたしまして、この16年度では県内で24カ所、共同調理場では10カ所、この周辺では岬町が該当いたしました。したがって、勝浦市は調査しておりませんので、これに対する基礎的な数値は勝浦市としては持っておりません。ちなみに県の平均は22.2%ということだそうです。

また、これと類似いたしまして、千葉県では他の調査を行っております。全市町村を対象に調査するもので、毎年秋に10日間、50品目ぐらいの比較的使用の多い品目を対象に調査いたします。これには勝浦市も調査しておりまして、県全体の県産物使用が重量で44%、勝浦市で県内の生産物を使用する量が58.3%、勝浦市で市内産物を使用する量が37.2%、いずれも16年度より17年度の方が多くなっております。

こういう形で、給食の食材というのは何分にも量が多いものですから、品目とか時期を指定して調査ということで、そのとらえ方によっては若干の数字の率が違ってくるのではないかとこのように考えております。

なお、数値目標の30%の達成についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本調査では勝浦市は数値は出ておりませんが、これからの調査における数値を踏まえながら、地場産品の活用は大変重要でありますので、積極的に推進してまいりたいと、このように考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答え申し上げます。初めに、食育の関係の地域における食生活改善、親子共同での取り組み等のご質問でございますが、法律制定以前より県では食育ボランティア制度を導入しておりまして、この食育を普及する地域の団体等を登録いたしまして、こういうボランティア活動を既に実施しているところでございます。この中で勝浦市食生活改善会等につ

きましては、子供あるいは親子を含めた食育を実践しておりまして、例えば親子共同のところで太巻きずしの講習会等の実践をしているところでございます。このような取り組みを引き続き関係者と協力して進めていけたらというふうに考えております。

次に、漁業、漁村地域活性化関係のご質問に対してお答えいたします。

初めに、資源管理の関係で、資源回復計画、不法操業、つくり育てる漁業等の対応についてでございますが、広域的な資源管理、操業規制等につきましては、国、県等で水産基本法の理念に基づきまして実施しているところでございますが、具体的には漁業権、漁場許可制度、漁獲可能量に基づく指導、そのほか海面漁業調整等を進めているところでございます。

また、大型外国船の乱獲の問題でございますが、これにつきましては、勝浦近辺では実態がないという県のお話もありますので、今後、必要な事態が生じた場合には取り締まり体制強化等につきまして関係機関に要請をしまいたいと考えております。

次に、人工漁礁、栽培漁業の推進に当たりまして、人工漁礁の積極的、重点的な取り組みを進めるべきとのご質問でございますが、現在、種苗放流あるいは育てる漁業等を継続的に市では進めているところでございますが、ご質問の築磯等につきましても漁業整備ということで過去、沿岸構造改善事業という形の中で整備をしてきたところでございます。今後、地元漁協等、体力の問題もございますが、必要が出て、要望等がございました段階で国、県等に要請をしまいたいというふうに考えております。

次に、水産物の地域ブランドの関係についてご説明申し上げます。これにつきましては、本年4月より千葉県水産部によりまして千葉県産の水産物の消費拡大を目指し、千葉ブランド水産物の認定制度という制度を発足いたしましたところでございます。これにつきましては、認定して消費拡大、県水産業全体のイメージアップ、ひいては地域振興につなげるという目的でございます。この制度につきましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、水産業都市の勝浦といたしましては積極的に対応したいと考えております。この制度の概要につきましては、地域で水揚げされた生鮮水産物、また加工された水産加工品でございます。申請者は漁協あるいは水産加工業組合、有効期間は3年間。なお、今後、この制度の詳細につきまして県内4カ所で説明会が予定されているとのことでございます。この説明会等を聞いた上で、認定条件等、よく精査して地元漁協と相談して対応してまいりたいというふうに考えます。

次に、都市との交流の中の漁村の生活環境ということで、がけ崩れ対策等の生活環境の問題でございますが、昔より職住近接ということで漁村地域につきましては漁港のすぐ近くで生活を営んできております。このため、狭小な場所で生活をしてきているところでございますが、この環境整備につきましては地域産業振興の上でも非常に重要な問題だというふうに考えております。かねてより生活環境を整備してきておりますが、特にがけ地が迫っているなどの問題もありますので、そういう点では十分ではない面もございますので、引き続き漁業集落等の生活環境の実態調査をして対応していけたらというふうに考えます。

次に、海岸保全施設関係の津波災害に対する対応、防潮堤等の関係から部原海岸保全施設が現状で安全であるかというご質問があったわけでございますが、海岸保全施設の関係につきましては先般の海岸保全施設、高知県での災害等を機会に全県下で調査等を行っております。この中で防潮堤本体につきましては安全上、支障はないと。ただ、一部後背地において改善を要する点がありますので、その点につきましては今後検討したいと考えております。

また、部原漁港から稲子川までの海岸保全施設の整備についてでございますが、この整備につきましては市内で老朽化が進んでいる箇所につきましては、本箇所と守谷地先があるわけでございますが、整備に当たりましては海岸法に基づきまして、機能面だけではなくて環境利用面に配慮した整備が今後求められているところでございます。さきに千葉県下の千葉東沿岸海岸保全基本計画の中で当該地区も位置づけられているところでございますが、県下広範囲の施策で、計画計上事業も膨大なものがあるわけでありまして、市内におきましてこの実施に当たりましては、漁港の整備等々、調整を図りながら、財政等についても慎重に検討したいと考えております。

次に、地域資源を利活用した都市との交流促進、いわゆる海洋レクリエーション、あるいは健康増進機能等のサービスということでございますが、本市におきましてはそういう意味で健康増進等の資産といたしますか、財産は豊富にございます。しかしながら、この取り組む体制等につきましては十分でない面がございますので、今後とも交流を促進するための受け入れ体制、人材育成等につきまして関係団体等と相談等をして充実していけたらというふうに考えております。

最後に、水産物の直売施設、健康増進のための施設等のご質問でございますが、これにつきましては観光者あるいは都市との交流を進める上で勝浦産の物産、あるいは健康増進を促進するための施設等につきましては非常に重要だと考えております。直売関係につきましては既に既存の施設等もございますので、そのような施設管理者と相談する必要があると考えますし、また、まさに朝市におきましては水産物から農産物まで扱っているところでございますので、この辺との調整等、研究する必要があると思います。

なお、健康増進に係る体験施設につきましては、海中公園以外にも民間施設等もございますので、それら施設が有機的にネットワークされて、できるだけ既存の施設を有効に活用して環境整備を進めていくことが重要であるというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）お答え申し上げます。先ほどの津波避難対策の関係でございますが、まず津波だけではなくて防災に対する体制としましては、ハードウェアといわれますインフラ整備、今の例で申し上げますと、防潮堤等がございますが、もう一方にはソフトウェアといわれます避難対策というものがあるわけでございます。そういう中で、皆様、ご記憶にまだ新しいとは思いますが、インドネシアスマトラ島沖の地震の津波災害、特にバンダ・アチェの被害の模様というのはテレビで何回も繰り返しごらんになったかというふうに思います。そういう中で、国でもあの分析をしております、一つは情報の伝達の問題、津波に対する意識の問題等が問題点として上げられたようでございます。

そういう中で、本市の津波避難対策ということでございますが、基本的には勝浦市地域防災計画にのっとった避難対策を行うということでございますが、具体的には先ほど申し上げましたいち早い情報の伝達が必要だということで、勝浦市の防災行政無線の情報伝達によりまして迅速な対応を図りたいというふうに考えております。

もう一つは、住民側の防災意識の関係でございますが、これは毎年行われております防災訓練によりまして、そういう意識を醸成していただくのと実質的な避難のことを十分に考えていただきたいということが1点。

もう一つは、これを組織化して避難、あるいはお互いの救助ということに力を尽くせないかという意味合いで自主防災組織の育成、強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な避難対策ということでございますが、既に過去の議会でもご説明申し上げましたが、17年度から19年度の3カ年にかけて実施しております防災アセスメント事業の中で具体的にどういうふうに避難するかというような情報を盛り込んだ防災マップを作成したいというふうに考えております。現在そのような状況で取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）何点かに絞ってお伺いしたいと思いますが、福祉問題で少子化対策についてであります。ただいま少子化の要因について要点的にご説明がありました。私が申し上げるまでもありませんが、長期的に人口を維持する水準、この特殊合計出生率2.07とされているわけです。ところが、勝浦市は平成16年であります。1.07であります。ですから、勝浦市の現状というのは市そのもの、さらには地域社会の存立基盤を揺るがしている深刻な問題になっているわけです。ですから、要因把握、要因の分析はもちろんでありますけれども、そこからいかなる少子化対策を講じていくかということは、当然、行政の責務、政治的には市長の最大責任であると、こう言っても過言ではないと思うわけでありまして。その少子化対策の一環として、今回3点について提案、提唱し、取り組みについて執行部の考え方をただしたわけでありまして、その答弁をお聞きしておりますと、真に勝浦市の少子化の実態というものをつかんでいない、あるいはその少子化の実態から目をそらしている、こう指摘せざるを得ないような答弁内容であります。

そこで市長にお尋ねするわけでありまして、これは市長お尋ねするのであって、市長にかわって答えられる人はいないわけでありまして、市長にお聞きするわけでありまして、本市の少子化の実態、これは先ほど福祉事務所長から要因についてかいつまんでのご答弁がありましたけれども、それを踏まえて勝浦市の少子化対策、こうあるべきである、こう進むべきであると、こういう方向づけの見解といたしますか、市長の確たる信念と申しますか、市民に対する市長の考え方を示していく、その基本的な点で結構でありますので、ご答弁を賜れば幸いです。

現実問題として、先般、上野地区における区長会あるいはその後の諸会合等におきましても、陰では市長に対する今後の動向といたしますか、取り組みといたしますか、活動といたしますか、活躍に対して期待している陰の声がかなりあるのです。ところが、それがなかなか見えてこない。市長も遠慮している面もあるかと思いますが、今、診療所が閉鎖されたことから、少子化問題について上野地区においても非常に関心が高いのです。これは上野地区のみならず勝浦市全体がそうであろうと思いますけれども、少子化問題に対する対策はこうあるべきだという方向づけと申しますか、市長のメッセージを発していただきたい、こう思うわけでありまして、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、食育の推進についてであります。給食センターの所長にお伺いいたしますけれども、センター所長、一生懸命取り組んでいることは認識しております。しかし、国が今回、目標数値を示された地場産物30%を達成していくというのは、よほど計画的な取り組み、特に農業者、あるいはその関係諸団体等の協力がなければ達成できない数値目標だと思うわけでありまして。したがって、目標が平成22年ということで5カ年ということでありまして、この5カ年間に30%の数値目標を達成していくための具体的な施策展開と申しますか、計画、およそ頭に描いていることがありましたらお示しいただきたいと思います。これは生半可な取り組みでは達成できないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

漁業、漁村地域の活性化の問題であります、答弁が漏れた点が1つあるのです。それは、2回目でお尋ねしている水産物のみならず、農産物やその他あらゆるものの地域ブランドづくりの推進について今後どう取り組むのか、具体的にご説明いただきたいということでお尋ねをしたわけですが、この点について答弁がございませんでしたので、ぜひこの際、より具体的にご答弁いただきたい。というのは、前段者の質問の中でもこれに触れられた答弁がありましたので、したがって、それを踏まえつつも、さらに具体的な取り組みとしての推進についての考え方、また具体的な計画があればお示しいただきたいと思います。

都市と交流する魅力ある漁村の建設についてであります、交流するためには、何回もくどく申しておりますけれども、受け入れ体制づくり、そしてその交流を担っていく人材の育成が必要不可欠であると思うわけであります。この点について、国は基本的にどういうことを考えているかと申しますと、都市漁村交流を推進する人材の確保と育成という観点で、都市漁村交流活動を促進するためにはプランナーコーディネーター、インストラクター及び地域内の活動支援者、さらに地元出身者やリピーター、さらには取り組みに関心を持つ学生などの地域外の支援者が必要不可欠である、こういう認識に立っております。これはあくまでも水産庁の考え方であります。本市としては、当然これらを踏まえて進めていかなければならないわけですが、どのような受け入れ体制づくりと人材育成対策に手だてをしていくのかという観点からのお答えをいただきたいわけであります。再度お願いいたしたいと思います。

もう少し具体的に話さないとなかなか理解していただけてないのかなと思いますので、例を挙げて申し上げますが、これは先ほど水産基本法等を踏まえて申し上げました。当然ながら漁村地域の環境整備、基盤整備は必要不可欠であります。ところが、現実、現場はどうなっているのかという問題があるわけです。例を幾つか挙げます。市道北新屋敷線、これは中村センター所長のところへ出ていく港側から新屋敷、あの細い道路であります。非常に急勾配、坂道であります。中央部に階段が設置されております。この階段が荒れ放題。女性の歩行困難。特にハイヒールで歩くことはまずできない。女性が歩く路線ではないと、こういう荒れた状態です。これが漁村地域にある。この市道北新屋敷線の道路整備については、ここで改めて問題提起したのではないのです。もう何年も前から指摘されている箇所です。それが放置されている。

それと、中村センター所長のところから昔のお万様寄りの方へ行きますと藤平管工設備の倉庫がある。その倉庫のところから奥へ入っていく細い道があります。ここは市街地、漁村地域で砂利道です。でこぼこです。これは放置状態で舗装されないでおります。この舗装整備をどうするのかという問題があります。また、川津万名浦地先。万名浦住宅のところを市道万名浦2号線が走っております。この市道万名浦2号線から上へ上がって急勾配の道がありまして、市道部原川津勝浦線を結ぶ、子供たちが通学路に使っている道路であります。急勾配で雨降りのときは滑る。横歩きしなければ上がれない、おりることもできない。こういう道路があるのです。この滑りどめ工事についてどうするのかという問題がある。さらには、川津万名浦、船揚げ場、がけ崩れがどんどん起きている。ここに漁民が作業場を構えて、そこでいろいろな浜道具の繕い、網の繕い等の作業を行っている。この地域の裏山ががけ崩れしている。この治山事業をどうするのか、こういう問題があるのです。これは幾つかの例を挙げただけです。挙げようとすれば幾らでもあります。しかし、今、提起した4カ所についてどのように整備を進めていくのか、具体的にこの機会にお答えをいただきたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）少子化問題についてお答えしたいと思います。猪口担当大臣が少子化問題を解決するについて、国という立場で具体策を提示いたしました。いろいろと補助金のお話をなさったりして、少子化対策を解消するための具体的な提起をなさった。しかしながら、財政的な裏づけがつかなかったというやに聞いております。私は、自分が育ったころのことを考えると、国策として産めよふやせよの時代が日本にはあった。それは、議員もご存じだと思いますけれども、大東亜戦争の始まる前から日本の人口をふやさなければということで、産めよふやせよで日本国じゅう子供の誕生を促した。そして、その大東亜戦争が始まった当初は、日本の人口は約 6,000万人であったというふうに私は聞いております。そういう時代はそういう時代の経済状況に合ったということだと思いますけれども、そういう中から現在、終戦後既に半世紀、60年以上経過した現在、1億 2,000万人の人口を有している。なおかつ、最近の問題ですけれども、国民健康保険の問題に出生率を算定するときに厚生労働省の算定は1.31人というようなことを申されたときに、既に 1.2が実数であるという指摘もなされたやに記憶しています。現在は、さらにそれが落ちている。

こういう状況を見てみますと、一つ自治体だけでこの少子化の問題を取り組んでも限度がある。それは、各市町の首長たちのご意見もいろいろ聞いてみますと、いろんな補助金、手当てといえますか、そういうものを出しても結果が得られなかったというのが大方の意見でもございました。私は、この問題を単なる少子化だけの問題ではなくて、これは基本的には国の取り組むべき問題であると。と申しますのは、子供を産み育てる中で、学校に行く教育費で既に大きな費用の格差がある。いい学校には入れられないぐらいの負担が課せられている。しかも、時代の風潮で、夫婦共稼ぎで、2人の収入を合わせると 1,400万円程度も収入のある方が子供を産んでいない。よりよいマンション、環境の整ったマンションを買おうとしている状態です。

せんだっての社会面の記事でも、お父さん、お母さんが夜の仕事で留守にしていた。その間に3人のお子さんが家事を出して焼死してしまった。日本は、この問題はこれで終わりなのです。しかし、アメリカは、その時間帯に家庭に3人の子供を置いておくことすら罰せられるという状態です。それほど社会の機構というものは、子供を育てるために充実されているわけです。それは、責任を持って国がきちんとやっている。そういう中であればこそ、日本と違って子供たちに優しい社会の構成がなされているというふうに私は考えます。

したがって、私はただ少子化の問題、少子化になればなるほど高齢化が進むわけですから、そうした場合の社会保障費の増加とか、そういうことを考えれば、これは本当に放っておくことはできません。しかし、この問題はただ単に子供を産み育てるだけの問題でなくて、そういう社会の機構から、制度から見直していかなければ、本当の解決にはならない。小手先だけの問題解決で、私はやりましたということだけでは事足りない問題であるというふうに考えます。したがって、そういう方向性を持って国の政治は私としては行っていただきたい、そう思いますし、自治体としても、だからといって責任を転嫁するわけではございません。よかれと思うことは研究もし、検討も加えながら、一つ一つ実施していく、そういう方針を持って、また信念を持ってこの問題には取り組む所存でございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君）数値目標30%、難しいじゃないかという話でございます。

共同調理場では、これまでも新鮮な、良質な野菜、米などの地場産品を積極的に導入してまいりました。何しろ生産地が身近ということから、見える食材として大変その効果、重要な意味があると思います。

これまでに野菜に関しては私ども市内4業者のほかに16年から味彩館から購入しております。この味彩館 120名ほどの加盟がありまして、市内全域を網羅しているということで、いろいろな野菜を取り扱っているところでございます。16年度で12品目、約 5,400キロ購入いたしました。17年度、1年間で17品目、品目で5品目増加しました。約 8,644キロ購入いたしました。内容的には60%の増でございます。また、米につきましては、去年、17年度より勝浦産米ふさおとめということで給食に取り入れております。こうしたことから、先ほど質問の中で市内業者の関係で質問出ましたけども、16年度12.6%から17年度では、業者の数値なのですが、18.9%というふうに伸びております。

今後におきましても食材として何が使えるか、そして全体の質、量はどうかということ、また利用方法を研究いたしまして、情報を常に収集して、地産地消を推進していきたいと考えます。また登録業者にも、少しでも地元産の購入を促すように心がけてほしいということで、これまでやってきましたが、引き続き強くお願いして地元産導入を積極的に推進してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答え申し上げます。初めに、地域ブランドの関係につきまして申し上げます。地域の特産品を販売促進し、イメージアップを図り、持続的な地域活性化を図るということで、地域ブランドについては重要な取り組みであります。勝浦におけるブランドということにつきまして、先ほどのご質問でもお答えいたしましたが、水産物におけるカツオにつきましては既に勝浦ブランドとして確立していると考えております。それ以外にも地場水産物として加工品等の可能性が将来においてはあると考えております。

農産物関係につきましては、米は広域的な集荷団体の取り扱いもありますけれども、地域独自のおいしい米ということでブランド化できないか研究したいと考えますし、そのほか野菜等につきましては販路拡大に取り組む中で、何らかのブランド化促進につながるかどうか研究したいと思っております。

また、そのほか商工業品、衣類、菓子、その他工芸品等もみやげ物として喜ばれるものでありますので、広く勝浦のブランド力強化に向けて将来的な可能性のあるものだというふうに考えております。

次に、都市と交流する魅力ある漁村づくりということの中で受け入れ体制というご質問がございました。先ほどの答弁の中にも、勝浦市におきましては古くから優良な海浜性観光地でありますので、そのことから資源といいますか、いろいろな既存の資源ストックがございます。これらをいかに有効活用するかがテーマだと思うのですが、ご質問のとおり、これを動かすのは人材だと思います。今後は漁業者を含めまして関係者と協議、相談を進めながら、望ましいのは地域から発意のある形で育成されるのが望ましいと考えますので、関係者と相談をさせていただけたらというふうに考えます。

また、漁村地域の環境整備の中で、川津の治山工事についてのご質問がございましたが、川津万名浦地先の船揚げ場周辺におきましては、過去に平成14年、また平成16年度におきまして船揚

げ場の両側におきまして補助県単治山工事を実施したところでございます。治山工事の要望につきましては、市内でもかねて多くの箇所を要望してきておりますが、県下で対象箇所数が相当多い中、財政等の関係もあり、採択がなかなか難しい面もあるのですが、また本事業につきましては受益者の分担金等もいろいろございますので、地権者を含めました地元とよく相談の上、今後に対応していきたいと考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えいたします。議員ご指摘のありました市道北新屋敷線でございますが、ご承知のとおり、この場所は急峻な地形でございまして、利用方法とすれば徒歩とオートバイ程度ということではなかなか改良方法等も検討が難しいところがございますが、今後、精査をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

お話のありました通称お万様通りと申しますか、浜勝浦の通りの間に入る、こちらから行って左側の方に入るところだと私は思うのですが、ここは私用の道路として開設されたものと私は認識しています。過去、ここにつきましては、私道でありましても不特定多数の方が利用しているという観点から、地元からの要望によって市から碎石を敷いて整備した経緯がございます。これにつきましては、そういった経緯もありますので、現地の状況を見てまた対応してまいりたいというふうに思います。

万名浦2号線に係ります赤道等の整備についてでございますが、赤道の整備につきましては、一番問題になるのは境界の明確さでございます。この辺がクリアできれば赤道の確保もできますので、この辺も案件ごとに精査し検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明6月9日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時00分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問